

美津濃株式会社 定款

2025年4月改正

第1章 総 則

第1条(商号)

本会社は美津濃株式会社と称する
英文ではMizuno Corporationと表示する

第2条(目的)

本会社は下記の事業を営むを以てその目的とする

- 各種体育運動具、体育機械、運動用靴の製造販売並に輸出入
- 各種繊維製品並に皮革製品の製造加工及び販売並に輸出入
- メリヤス生地編立、加工並に製品の製造販売並に輸出入
- 各種車輛並に部分品、附属品の製造修繕並に販売
- 各種木製品の製造販売並に輸出入
- 運動競技場の設計、監理並に工事請負
- 建築並に土木工事の設計、監理並に工事請負
- 洋品雑貨、各種靴、電気器具、玩具、書籍の販売並に輸出入
- 香料、化粧品、食品添加物、工業薬品、医薬、計量器及び化成品の製造販売並に輸出入
- 煙草、アルコールの小売
- 普通飲食業並に貸室業
- 古物売買並にその受託販売業
- とび・土工・コンクリート工事業、ほ装工事業、造園工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業
- 鋼構造物工事業、内装仕上工事業、電気工事業、水道施設工事業、機械器具設置工事業、管工事業、防水工事業、さく井工事業、建具工事業
- 清涼飲料水、健康食品、楽器、文具の販売
- 医療機械機器、光学機器、電子計算機械機器、電気通信機器、事務用機械器具、スポーツ用具製造機械器具、スポーツ用衣服製造機械器具の販売並にリース業
- ゴルフ場、遊園地、スポーツ・レクリエーション施設の経営並にゴルフ等会員権の売買
- コンピューター・ソフトウェアの開発並に販売
- 映画・ビデオ制作並に販売
- 書籍出版及び印刷出版業
- 経営コンサルタント業
- 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務
- 一般旅行業並に旅行業代理店業
- 金融業、信用保証業務、集金代行、信用調査業務及び計算事務代行業務
- 各種スポーツスクールの経営
- スポーツ及び各種文化的催し物の企画運営並にそれらの入場券の販売斡旋業務
- 広告代理店業
- 労働者派遣事業法による一般労働者派遣事業
- 各種スポーツ用品、自動車、各種船舶、及び旅行用品のレンタル業
- 一般写真業
- 銃砲、刀剣、及び食料品の販売
- 各種船舶、船舶部品及び附属品の製造修繕並に販売
- クレジットカード業
- 割賦販売法による割賦販売業及び割賦債権買取業
- 手形買取り、手形割引及び有価証券の売買業務
- スポーツ施設の経営、スポーツ用品の販売及びスポーツ技能取得に関わる教育研修業務
- 各種スポーツスクールの指導者の養成事業
- 情報収集処理提供サービス業
- 荷造梱包業、一般貨物自動車運送業並に倉庫業
- 金銭資産及び不動産運用に関わる総合コンサルタント業
- 不動産の売買、賃貸並に管理業
- 鍼灸院及びマッサージ室、理容室並に美容室の経営
- 以上各号に関連附帯する一切の業務

第3条(本店の所在地)

本会社は本店を大阪市に置く

第4条(機関)

本会社は株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く

第5条(公告方法)

本会社の公告は電子公告により行う

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う

第2章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

本公司の発行可能株式総数は177,600,000株とする

第 7 条 (自己の株式の取得)

本公司は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる

第 8 条 (単元株式数)

本公司の単元株式数は100株とする

第 9 条 (単元未満株式の買増請求)

本公司の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる
ただし、本公司が当該請求に係る株式を保有していない場合はこの限りではない

第 10 条 (単元未満株式についての権利)

本公司の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に規定する請求をする権利

第 11 条 (株主名簿管理人)

本公司は株式につき株主名簿管理人を置く

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、公告する

第 12 条 (株式取扱規則)

本公司の株式に関する取扱い、手数料及び株主権の行使に関する手続き等については法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による

第3章 株 主 総 会

第 13 条 (定時株主総会の基準日)

本公司の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする

第 14 条 (株主総会の招集)

定時株主総会は毎年4月1日から3ヵ月内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する

第 15 条 (株主総会の議長)

株主総会の議長は取締役社長がこれに任じ、取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる

第 16 条 (株主総会の決議方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う

会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う

第 17 条 (電子提供措置等)

本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする

本公司は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる

第 18 条 (議決権の代理行使)

株主は本公司の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる

この場合には株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を本公司に提出しなければならない

第 19 条 (株主総会の議事録)

株主総会における議事の経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く

第4章 取締役及び取締役会

第20条 (取締役の員数)

本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名以内とし、監査等委員である取締役は3名以内とする

第21条 (取締役の選任)

取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する

取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う

取締役の選任については、累積投票によらないものとする

第22条 (取締役の任期)

取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする

監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする

任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする

なお、会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任決議のあった株主総会後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする

第23条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する

取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名並びに取締役副社長若干名を選定することができる

第24条 (報酬等)

取締役の報酬その他の職務執行の対価として本会社より受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める

第25条 (取締役会)

取締役は取締役会を組織し重要な業務の執行を行う

第26条 (取締役会の議長)

取締役会長または取締役社長は、取締役会を招集しその議長となる

取締役会長または取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる

第27条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集の通知は、あらかじめ取締役会で定めた期日の場合を除き、各取締役に対して会日3日前に発するものとする

ただし、緊急を要する場合にはこの期間を短縮することができる

第28条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う

第29条 (取締役会の決議の省略)

取締役会の決議の目的事項に係る提案について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす

第30条 (取締役会の議事録)

取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役が記名捺印または電子署名をして、決議の日から10年間本店に備え置く

第31条 (取締役の責任免除)

本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる

本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする

第32条 (重要な業務執行の決定の委任)

取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる

第5章 監査等委員会

第33条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる

第34条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集の通知は、あらかじめ監査等委員会で定めた期日の場合を除き、各監査等委員に対して会日の3日前に発するものとする

ただし、緊急を要する場合にはこの期間を短縮することができる

第35条 (監査等委員会の決議方法)

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う

第36条 (監査等委員会の議事録)

監査等委員会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名捺印または電子署名をして、決議の日から10年間本店に備え置く

第6章 会計監査人

第37条 (会計監査人の選任)

会計監査人は株主総会の決議によって選任する

第38条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする

会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす

第39条 (報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める

第40条 (会計監査人の責任免除)

本会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金6千万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする

第7章 計 算

第41条 (事業年度)

本会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする

第42条 (期末配当金)

本会社は株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し期末配当を行う

第43条 (中間配当金)

本会社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる

第44条 (配当金の除斥期間)

期末配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

本会社は、第103回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に關し、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む）の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる